

表 1 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R元	商工部 商工振興課	長崎市中心市街地 活性化基本計画 (第2期)	0	H31.4 ~ R2.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和2年度から5か年間の2期計画を策定する。	令和2年3月30日付で内閣総理大臣の認定を受けた。これにより、中心市街地の活性化に関する法律に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進していく。	あり (本編及び概要版)



表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R2	環境部 環境政策課	環境基本計画	4,052	H31.4 ～ R3.3	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として平成22年度に策定した「長崎市第二次環境基本計画」が令和2年度に終期を迎えることから、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「長崎市第三次環境基本計画」を策定する。	現行計画の振り返りや市民意識調査の結果等を踏まえ、附属機関である環境審議会での審議、パブリックコメントの実施を経て策定する。 環境の保全及び創造に関する取組みの基本的な方向性を示し、持続可能な社会の実現につなげる。
2	R2	環境部 環境政策課	地球温暖化対策 実行計画	559	H31.4 ～ R3.3	温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に進め地球温暖化対策の推進を図ることを目的として平成21年3月に策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画」について、社会情勢の変化等や温室効果ガス排出量の動向を踏まえ必要な改訂を行う。	社会情勢等の変化等を踏まえ、附属機関である長崎市地球温暖化対策実行計画協議会での審議、パブリックコメントの実施を経て改訂を行う。 温室効果ガスの排出抑制等の具体的な取組みの基本的な方向性を示し、持続可能な低炭素社会の構築につなげる。
3	R2	環境部 廃棄物対策課	災害廃棄物処理 計画	0	H30.4 ～ R2.9	長崎県災害廃棄物処理計画や本市地域防災計画を踏まえ、本市において発生が想定される大規模災害に伴う災害廃棄物の処理について、適正かつ迅速に行うための応急対策や、復旧・復興対策等につなげるための災害廃棄物処理計画を策定する。	発生が想定される災害廃棄物の量等の予測を行い、その処理に際して必要となる体制や処理方法等について実施内容等を定めておくことで、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の確保や早期の復旧・復興につなげる。
4	R2	環境部 廃棄物対策課	合理化事業計画 (合特法関係)	0	R元.7 ～ R3.3	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を安定的に継続させるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいて、5年間を期間とする合理化事業計画を策定する。	将来のし尿等の発生量の予測に基づいて、適正な規模の事業者数や車両台数とする必要があるため、令和元年6月の請願の趣旨も踏まえ、し尿処理事業問題対策会議の開催や、関係事業者との協議を重ね、計画を早急に策定する。
5	R2	環境部 環境整備課	生活排水処理基本 計画	0	R2.4 ～ R3.3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画)を定めることとされており、平成24年度に策定した生活排水処理基本計画について、社会状況の変化等に伴う必要な改訂を行う。	将来のし尿等の発生量の予測を行い、これを基にし尿等の適切な処理のあり方についてとりまとめ、生活排水処理基本計画の改訂を行う。

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
6	R2	環境部 環境整備課	ごみ処理基本計画	0	R2.4 ～ R3.3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）を定めることとされており、平成23年度に策定したごみ処理基本計画について、社会状況の変化等に伴う必要な改訂を行う。	将来のごみの発生量の予測を行い、これを基にごみの適切な処理のあり方についてとりまとめ、ごみ処理基本計画の改訂を行う。
7	R2	商工部 産業雇用政策課	※ 第五次長崎市経済成長戦略	716	R2.4 ～ R3.3	経済交流と域内経済循環による経済成長の実現を図るため、第一次から第四次までの成長戦略を基礎として、地域経済の現状や取り巻く環境の変化等を踏まえ、本市の経済成長の基本的方向性を示す「第五次長崎市経済成長戦略」を策定する。	「長崎市経済活性化審議会」において、学識経験者及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取し、パブリックコメントの実施を経て策定する。 長崎に培われた固有の能力や強みを地域全体で有効活用し、地域としての競争力等を向上させ、地域経済の振興を図る。
8	R2	文化観光部 観光政策課	※ 長崎市観光・MICE戦略	1,405	R2.4 ～ R3.3	本市を取り巻く環境は絶えず変化しており、交流人口の拡大に向けて、その進むべき基本的な方向性を多角的な見地から検討し、観光及びMICEの振興に関する「(仮称)観光・MICE戦略」を策定する。	策定に際しては、観光等に関する専門的な知見を有する者を招聘し、審議会を開催する。 本市が目指す「21世紀の交流都市」に向けて、国内外の観光客の他、MICEなどに係る来訪客を含め、まち全体で受け入れ、利益を享受するため、DMOをはじめとする「民」と本市とが官民共有する方向性やそれを達成するための基本的な施策を示すことで、官民一体となって観光を発展させる。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。

表 2 (令和 2 年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
9	R 2	水産農林部 水産振興課	※ 水産振興計画	778	R2. 4 ～ R3. 3	「第 3 次長崎市水産振興計画」が令和 2 年度をもって終期を迎えるため、本市の水産業振興の総合的な指針となる「第 4 次長崎市水産振興計画」を策定する。	「長崎市水産振興計画策定委員会」を設置し、学識経験者及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取することで、本市の水産業の発展へ向けた実践的な計画を策定し、計画に基づいた施策を展開することで「魚の美味しいまち長崎の強みを活かした水産業の発展」を図る。
10	R 2	水産農林部 農林振興課	※ 農業振興計画	944	R2. 4 ～ R3. 3	現行の長崎市農業振興計画が令和 2 年度で終了となるため、当該計画の検証を行うとともに、長崎市第五次総合計画の策定と併せ、今後の長崎市農業のあり方と施策の展開を明確にするため、(仮称) 第二次長崎市農業振興計画を策定する。	現行の計画における数値目標及び主な取り組みの達成状況を踏まえ、長崎市農業振興計画審議会による調査・意見聴取・審議等を行うとともに、農業者や J A、関係団体等の意見を幅広く取り入れながら、次期計画の策定に取り組む。
11	R 2	水産農林部 水産センター	水産センター整備基本計画	6, 100	R2. 7 ～ R3. 1	水産センターは開所から 40 年以上が経過し、開所当初に整備した施設の老朽化が進むとともに、水産業を取り巻く環境の変化に伴い、施設の利用内容、形態等が変化していることから再整備のための基本計画を策定する。	水産センターが担う役割や必要な機能を十分に検討し、関係団体等の意見を取り入れながら再整備のための基本計画の策定に取り組む。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。